明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（六六）　六
○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（六七）　一〇
○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（六八）　一八
○我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（六九）　一九

〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（二一六）　三
○消費者庁組織令の一部を改正する政令（二一七）
○財務省組織令の一部を改正する政令（二一八）
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（二一九）
○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二二〇）　三
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行期日を定める政令（二二一）
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（二二二）

〔省　令〕
○大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（**環境**一〇）　四
○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（**厚生労働**二一四）　三〇
○商品先物取引法施行規則第三十八条第十三項及び第九十九条第一項各号の規定に基づき、商品先物取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件（**農林水産・経済産業**二）　四一
○一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示（**経済産業**八六）
○令和四年経済産業省告示第八十三号（事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式を定めた件）の一部を改正する告示（**同**八七）　四三
○設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者の一部を改正する告示（**環境**四七）　五〇
○特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示（**同**四八）

〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（**内閣府**一三）　六

〔告　示〕
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（**内閣府**九三）　六
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示（**財務・経済産業**六）　九

〔公　告〕
官庁
諸事項
建設業の許可の取消処分関係　五二
裁判所
破産、免責、再生関係　五三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、型式適合認定関係　五五
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　六七
会社その他
会社決算公告　八〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。